

邑楽町パブリックコメント募集結果報告書

件名		邑楽町環境基本計画（案）
募集期間		令和7年1月7日～2月7日
結果	提出者数	2人
	意見数	6件
	提出方法内訳	郵送 件・ファクシミリ 件・電子メール1件・直接1件
意見等の概要と実施機関の考え方		
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方
1	狭い町道において、雑草や枝木などが張り出している。環境を損ねており、危険でもある	P.29の現状にもあるとおり、雑草や枝木の苦情は後を絶ちません。適正な管理をしてもらえるよう、所有者及び管理者に対して指導を行います。
2	太陽光発電施設の設置に対して反対。 ・太陽光発電を設置することで、自然が破壊されている。 ・一度設置すると、原状回復は困難であり、パネルも後々ごみになる。	P.86のとおり町では住宅や事業所等の建物への導入を進めることとしています。また、事業者については地域環境や防災への配慮を施策の考え方としています。本計画は、町民や事業者の環境に配慮した行動や活動に対して基本的な方向性を示す計画ですので、自然環境と経済産業のバランスを考慮し、計画を推進します。
3	騒音、異臭問題について ・外国人等によるヤードの設置や、無許可での解体修理等により、環境汚染や住民の減少につながるおそれがある。町が条例を制定する必要がある。	近年、ヤードによる問題はメディアでも取り上げられており、町としても認識しています。ヤードによる問題は町単体ではなく、県全体で取り組むべき課題であり、現在、群馬県と群馬県警が連携して条例等の制定に向けた取り組みを進めているところです。

4	<p>温暖化と二酸化炭素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町独自の方針が必要</li> </ul>	<p>本計画は基本的な方向性を示す計画ですが、より独自性を持たせるために第4章（P.83～）において、町が取り組む施策を記載しています。</p>
5	<p>文化財の保護と運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体ではなく町役場主体で動く必要がある。</li> </ul>	<p>本計画の推進主体は、町、町民、事業者、さらには通勤通学する人や法人その他団体を含むものとしています。第3章（P.75～）を達成するためには全てが一体となって取り組む必要があると考えています。</p>
6	<p>この町をよくするには町民を守ることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの町民が理解できる計画を策定してほしい（用語解説、分かりやすい用語）</li> </ul>	<p>環境問題は町単体のものではなく、世界規模の課題です。したがって条約や国際会議などに関連があるため、どうしても専門用語やカタカナ言葉が多く使われます。資料編に用語解説を設けましたが、各ページでも確認できるよう記載することを検討します。</p>

素案修正概要

変更前	変更後	変更理由
<p>用語解説について、資料編を中心に記載している。</p>	<p>資料編だけではなく、必要箇所にも各ページに記載。</p>	<p>資料編を閲覧しなくても、各ページで解決できるため。</p>

問合先 : 建設環境課 生活環境係  
 電話番号 : 0276-47-5036  
 ファクシミリ : 0276-88-3247  
 電子メール : constr-env@swan.town.ora.gunma.jp